

「学校いじめ防止基本方針」

桐生市立広沢小学校
令和8年4月

本方針は、学校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、また、広沢小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律71）第十三条及び関連の法令等に基づき、いじめ防止等のための姿勢や取組をまとめ、全職員に共通理解を図り実行に移すとともに、保護者や地域にも公開し周知を図ることを目的に策定する。

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

いじめに対する認識を全職員で共有し、学校の教育活動全体を通じてすべての児童に「いじめは絶対に許されるものではないこと」の理解を促して、いじめの未然防止を図る。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめ未然防止など）の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童理解や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談の受け入れ及びその集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報等の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応

2 いじめ防止等のための組織

（1）組織の構成員等

（いじめ対策委員会）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、教育相談員、スクールカウンセラー
（以上、校内生徒指導委員会と兼務）

※必要に応じて関係教職員等を加える。

（2）活動の概要

①年11回の委員会開催（生徒指導委員会を兼ねる）

緊急会の開催（いじめ等の情報が発覚した際、問題等の発生時）

②学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施。

- ・いじめについての認識を共有するための校内研修
- ・児童観察のポイントについて教職員で共通理解を深める。
- ・いじめ防止等に関する校内体制のチェックおよび改善。
（チェックリストなどによる進捗確認と検証）

検証・修正の際に中核的な役割を果たす。

③いじめの相談、通報の際の窓口としての役割

④いじめ等に関する情報収集。児童の問題行動等に係る情報収集。記録と全職員と共有

⑤収集した情報の分析。いじめ等に係る情報があった際には緊急会議を開き、情報の共有、関係する児童へ事実関係の聴取。指導や支援の体制・対応方針の決定。保護者との連携などを組織的に実施するための中核的な役割。

3 いじめ防止等に関する措置

（1）いじめの未然防止のための取組

①道徳教育の充実

②人権教育、同和教育の充実

③定期的な生活アンケートによる情報収集（アンケート用紙は保存）

④学級活動や特別活動の充実

⑤児童中心のいじめ防止活動（あいさつ運動、縦割り活動、人権集会など）

(2) いじめの早期発見のための取組

- ①アンケート、Q-Uテスト等を通して情報収集、分析と対応協議の充実。
- ②教育相談員を中心とした相談窓口の設置（ほっとルームポスト）。スクールカウンセラーによる相談。
- ③毎日の学級担任による児童の健康観察、情報交換。

(3) いじめの早期解消のための取組

- ①いじめのサインが発覚した場合
 - ア 速やかに情報収集。いじめ対策委員会で情報を共有。
 - イ 加害と被害の両方の児童から事情を聞き、担任や相談員による教育相談の実施。
- ②いじめを認知した場合
 - ア 児童を孤立させないように、複数の教職員で対応し、対策委員会を中心に全職員で情報を共有。
 - イ 情報の分析、内容の確認ができれば、被害を受けている児童の保護者に情報提供。学校での指導の詳細を報告し、対応策を協議する。
 - ウ 同様に、加害的な立場の児童の保護者にも情報提供し、事実確認と連携して児童に対応するよう協力を依頼。
 - エ 認知、対応、解消または指導の継続について、月例報告で市教委へ報告。
 - オ 3ヶ月間経過観察した後、児童と保護者から現在の状況について聞き取り調査を行い、状況が改善されたと判断できた場合には、いじめは解消されたこととする。

(4) 重大事態発生時の対応

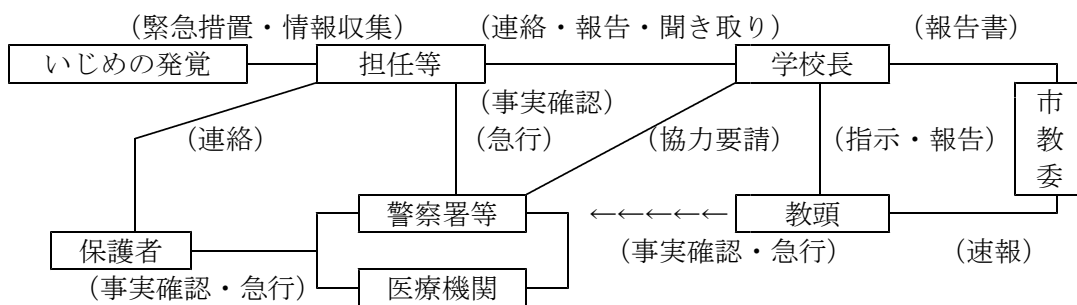
学校が「いじめ防止対策推進法第28条」により、当該事案が「重大事態」と判断した場合には次のア～ウのように対応する。

- ア 桐生市教育委員会に報告するとともに、直ちに警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- イ 本校のいじめ対策委員会が中核となって対処にあたるが、市教育委員会と連携し、外部専門家（医師、弁護士など）の協力を仰ぐ。
- ウ 事実関係などを明確にするための調査についても、連携協力を仰ぎ、学校組織をあげて行う。

4 関係機関との連携

「重大事態発生時の対応」と同様に各関係機関等と連携を図り、協力を仰ぐ。また、連携の流れについては以下の図の通りである。

(図) 連携の流れ



5 保護者との連携

いじめを受けた児童・保護者に対し、調査等によって明らかになった事実関係や経過について、適切な方法により説明を行い、支援に努める。また、いじめを行った児童の保護者に対しても同様に行い、児童に対し連携して対応するよう協力を依頼する。

6 評価の実施

- ①学校評価アンケートにより、年度ごとにいじめ問題への取組を保護者・児童・教職員で評価する。
- ②評価に基づいて、「学校いじめ防止基本方針」を見直す。
- ③本校のホームページ上で、「学校いじめ防止基本方針」を公表する。